

講演

為替管理の国際的諸問題

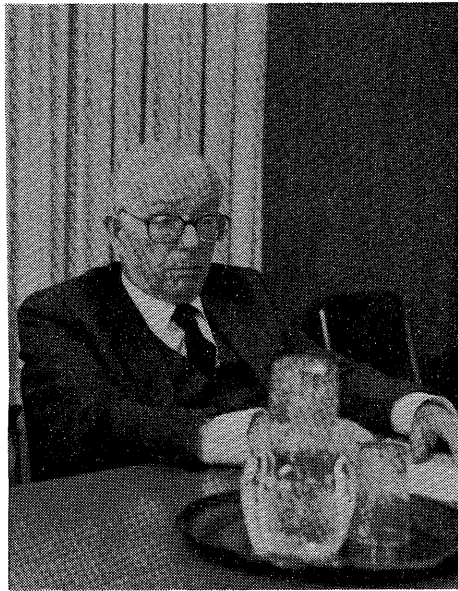
過去三十年間にわたり、そして現在でも私が教鞭をとっているボン大学の姉妹大学である早稲田大学において、本日、このように講演を行うことは、大変に光栄なことである。

本日の私の講演は、為替制限の国際的効力についてである。周知の如く、日本は経常的国際取引のための支払および資金移動に対し制限を課していないので、日本の為替管理が国際取引に対して有し得る効力についての検討を行う必要はない。従って、諸外国で実施されている為替制限に日本の法律家や裁判所が直面したときにとるべき態度として私が提案するものについて話すことだけに本日の講演の内容を限定することができる。さて、外国における為替制限を扱う場合、国際私法または英

為替管理の国際的諸問題

F・A・マン
清水章雄 訳

米でいうところの抵触法の基本的原理に精通している者は、何らかの判断を導き出すための指針となる原則を容易に見出すことができる。その原則とは、契約の準拠法が当該外国の法である場合は、その外国の為替制限を適用し、それに効力を与えるべきであるというものである。そして契約が例えば日本法に準拠している場合、為替制限は問題にならない。つまり、肯定的な意味および否定的な意味の両方において、契約の「プロパー・ロー」と呼ばれているものに効力が与えられるのである。従って、日本の輸出者が商品をコストリカの買主に売却し、その時点においてコストリカに為替制限がある場合のような例（なぜこのような例をあげるかについては、後で述べる。）を



講演中のF・A・マン教授

考えてみると、日本の裁判官がコスタリカの為替制限を考慮すべきか否かの問題は、契約準拠法が日本法とコスタリカ法のどちらであるかにより決まるのである。これが私の提唱する基本

的原则、すなわち契約に対する為替制限の効力は、契約のプロパー・ローに支配されるということの意味である。

私が今たいへん短く纏めたこの原則については、二つの例外の存在を考えることが可能である。講演の残りの時間で、これら二つの例外の範囲を検討してみたいと思う。

*

*

第一の例外の可能性は、国際通貨基金協定の第八条第二項(b)から生ずるものである。日本はIMFの加盟国であり、世界の他の約百四十のIMF加盟国と同様、この条項は日本国内で適用される。この条項は、次のように規定している。

「いずれかの加盟国の通貨に関する為替契約で、この協定の規定に合致して存続し又は設定されるその加盟国の為替管理に関する規則に違反するものはいずれの加盟国の領域においても強制力を有しない。(以下、略)」

この規定は、いわゆる統一法の一つの立法例である。世界の統一法の立法例の数は、非常に多い。有名なものとしては、例えば、「国際航空運送についてのある規則の統一に関するワルソー条約」、「船荷証券に関する規則の統一のためのブリュッセル条約」、「為替手形及び約束手形に関する統一法を制定するジュネーブ条約」、そして無国籍の問題に関する種々のハーグ・ルールなどがあり、その他数多くの統一法の立法例が

知られている。

統一法に係わる問題においては、国際私法上の問題はもはや生じることがなく、国際私法を考慮する必要はなくなり、国際私法は統一法により不用のものとなるとする法律家が世界には数多くいる。特に、IMF事務局の法律顧問は、IMF協定第八条第二項(b)は契約のプロパー・ローと関係なく常に適用され、契約のプロパー・ローを決定する必要はないばかりか、プロパー・ローを決定することは不適切であると主張している。このアプローチは間違っており、統一法を適用する前に契約のプロパー・ローを確定しなければならないということを私は提案したい。その理由は、非常に簡単である。その理由とは、IMF協定第八条第二項(b)を例にとると明らかなことであるが、統一法の解釈は国々により異なるということである。ここでその例を幾つかあげることとする。

IMF協定第八条第二項の適用において、まず第一に決定しなければならないことは、「為替契約」が何を意味するかである。例えばイングランドにおいては、「為替契約」とは、契約の一方当事者が相手方当事者と通貨を交換する契約であると解釈されている。イングランドの考え方によれば、一億USDドルを六千万スターリング・ポンドで売却する場合、これは「為替契約」となる。欧州大陸においては、「為替契約」という用語

にはより広い意味が与えられている。そこでは、関係国の外国為替資金に影響を与える契約は、すべて「為替契約」として扱われる。フランス人がオランダ人からドイツ会社の株式を購入し、フランス、オランダまたはドイツの通貨で支払いを行うことを望む場合、これはフランス国家の外国為替資金に影響を与えるので、「為替契約」となる。現在、米国においては、「為替契約」の意味は確定していない。しかし米国の考え方は、多分、イングランドの考え方よりも欧州大陸の考え方に近いと言えよう。イングランドの考え方は、あまりにも狭いものである。私に言わせれば、間違ったものであることは明白である。

私がそう考える理由は、IMF協定第八条第二項(b)が国際条約の条項であるからである。従って、協定第八条第二項には、国際法において条約に対して行われるような解釈が行われるべきである。より明確に言うと、条項の目的を実現するような解釈が行われなければならないのである。IMF協定第八条第二項の目的からすると、疑いの余地なく、イングランドの裁判所が限定したような非常に限られた範囲の契約よりずっと広い範囲の契約が同項の適用対象となる。イングランドの裁判所が言うところの「為替契約」は、日常生活においてはあまり締結されることのない契約であり、銀行や為替ディーラーなどの限られた者だけが締結するものである。このように狭い範囲の契約だ

けがIMF協定第八条第二項(b)の対象となることが意図されていたと考えることはできない。

解釈の不統一の例で非常に顕著なものを、ここでもう一つあげることとする。私の見解では、IMF協定第八条第二項(b)は契約が締結された時に存在する為替制限に対してのみ適用があるというのがIMF協定第八条第二項(b)の正しい解釈である。否定的な言い方をすると、IMF協定第八条第二項(b)は契約締結後に効力の発生した為替制限に対しては適用がないのである。このようにIMF第八条第二項(b)は契約の当初の有効性に関するものであるという判断は、ドイツ連邦最高裁判所およびニューヨーク地方裁判所の第一審裁判官の両者によってなされている。しかしこの解釈が一般的に受け入れられるかどうかは、現在の時点では不明である。当然予期されることではあるが、IMFはこの解釈に強く反対している。この解釈は、IMF協定第八条第二項(b)の適用範囲をIMFが望むものよりも狭くしてしまうからである。

解釈の相違の例をさらにあげることができる。それを説明するために、前に述べたコスタリカの例に戻ることとする。日本の売主がコスタリカの買主に商品を今日売却し、今日の時点ではコスタリカの買主は自由に支払いを行うことができたのに、その後為替制限が施行された場合、イングランドの解釈によれ

ば、これは為替契約ではないのでIMF協定第八条第二項(b)の適用はなく、ドイツおよび米国の解釈によれば、為替制限が契約締結後に施行されたのでIMF協定第八条第二項(b)の適用はない。この二つの事柄について他の国は他の見解を示すかもしれない。事実、IMF協定第八条第二項(b)から生じる問題について、諸国は種々の見解を示している。

では、いかにこの問題を解決すべきであろうか。契約準拠法所屬国においてとられているIMF協定第八条第二項(b)の解釈を採用することによってのみこの問題を解決することができる。私は主張したい。つまり、契約準拠法がイングランド法であれば、イングランドの裁判所による「為替契約」の解釈を採用すれば良い。また契約準拠法がドイツ法であれば、ドイツの裁判所の解釈を採用すれば良い。すなわち、為替制限は契約締結時に存在しない限り、これを適用しないのである。

これが統一法の解釈の不一致の問題を解決する唯一の方法であると私は信じている。そしてこれはIMF協定第八条第二項(b)に限られるものではない。他のすべての統一法に当てはまることである。統一法は國際私法を必要なもの、余分なものにしてしまうという意見は間違っていると私は考える。この意見は、統一法の統一的な解釈は幻想に過ぎないという事実を見過しているからである。この幻想は非常に危険である。こ

これまでの経験が示すように、様々の分野の統一法が不統一的に解釈されている。もちろん、裁判所が統一法を検討する際に、他の国の解釈を考慮することは妥当なことであり、正当なことである。比較法学の手法が必要なのは確かであり、比較することにより統一法の統一的な解釈を確立するよう努力すべきである。このための誠実な努力がなされるべきである。しかしながら精一杯の努力にもかかわらず、実際はこうならなかったというのが過去の経験の示すところである。実際には、非常に多くの不統一が存在する。従って国際私法のみが問題を解決することができるのであり、私が講演の最初に述べた原則が妥当性を有するのであり、IMF協定第八条第二項(b)もその例外とはならないのである。

*

*

第二の例外の可能性は、米国法の新たな、そして私の見解では非常に不幸な展開から生ずるものである。為替制限は、契約の問題ではなく、財産の問題であるという国際私法上の性質決定を行った連邦控訴裁判所の判決が三つ、一九八五年に米国において現れた。判決において認定された事実から見ると、事案は次のようなものである。

三十九の銀行からなる国際的銀行団がコスタリカの銀行に数百万USドルを貸し付け、元本の弁済はUSドルでニューヨーク

為替管理の国際的諸問題

クにおいて行うこととなっており、もちろん利息の支払いもUSドルでニューヨークにおいて行うこととなっていた。契約文書は英語で書かれており、米国流の様式を使ったものであった。弁済期の到来以前に、コスタリカは、一種の「制限」を新たに施行した。この「制限」が為替制限であるかモラトリウムであるかは明確でない。裁判所はこの問題を追求せず、コスタリカの支払いを停止する布告に言及している。しかしここでは「制限」の内容が厳密にどうであったかは問題とならない。この事件において裁判所は、財産に適用のある米国の法理、すなわち、いわゆる「国家行為理論」という法理を適用したのである。「国家行為理論」とは、簡単に言えば、外国に存在する財産についての当該外国の立法の効力を米国の裁判所は問題としない、ということの意味する。そしてこの法理を適用し、米国の裁判所は、どこが法が契約準拠法であるかではなく、債務の所在地がどこであるかを検討した。コスタリカの債務者の債務の所在地はどこかという問題は、財産法の問題についての関係のあることであって、契約のプロパー・ローとは全く関係ないことである。米国の裁判所はこの債務の所在地がどこであるかについて長大な議論を行い、結論として、驚くに値しないことであるが、債務はニューヨークに存するとした。この問題については、永遠に議論を重ねることが可能である。債務所在地

は、債務者の居住地であることも可能である。また債務の支払地であることも可能である。債務所在地に関する種々の法理が世界中で論議されている。ここでこの問題を深く追求することはいらない。ただ米国の裁判所がこの制限の効果を財産の問題とし、従って債務所在地を探ることとしたというこのみを述べておく。このアプローチは、学問の場にふさわしい謙虚さをもっている。納得することが出来るものとは程遠く、かつ間違つたものであると言わざるを得ない。国家行為理論の真の意義とは何の関係もないものである点、そして、このアプローチに論理的に従つたとしても、債務所在地がニューヨークであるとした理由と同じ理由により契約準拠法がニューヨーク法であるとする点で、そう言わざるを得ない。私が正しいと考える方法またはアプローチにより、同一の結論に達することができたのである。

私の言及した三つの判例とは、次のものである。

- (1) *Allied Bank International v. Banco Credito Agricola de Cartago*, 733 F. 2d 23 (2d Cir. 1984), 757 F. 2d 516 (2d Cir. 1985).
- (2) *Braka v. Bancomer, S. N. C.*, 762 F. 2d 222 (2d Cir. 1985).
- (3) *Callejo v. Bancomer, S. A.*, No. 84-1270 (5th Cir.

July 8, 1985).

なお、付言すると、このような問題を契約に関するものとしてではなく財産に関するものとして扱うという米国のアプローチは、欧州諸国においては疑いの余地なく受け入れられないであらう。支払いの停止に関しては、*Melliss v. National Bank of Greece*, [1958] A. C. 509 というイングランド貴族院の有名な判決がある。

*

*

最後に、私が正しいと考えているアプローチ、すなわち契約のプロパー・ローの支配の意義について少々述べることにする。これは為替制限を課する国の法が契約のプロパー・ローである場合、契約の当初の有効性に関する限り、当該為替制限の効力を認めることを意味する。プロパー・ローが為替制限を課する国以外の国の法であり、かつ支払いがその国の領域外で行われることとなっている場合、当該為替制限は全く関係がない。日本の売主がコスタリカの買主へ日本法が準拠法である契約に基づき商品を売却するという例では、コスタリカの買主がコスタリカの為替管理により支払いを行うことができない場合、このことは問題に原則として関係ない。但し、支払いがコスタリカで行われなければならない場合は例外である。コスタリカの法によれば、日本の売主に対する支払いは違法であり得

るからである。いかなる文明国の法体系においても、何人も違法である行為は強制され得ない。日本法においてもこれは同様のはずである。従って、繰り返して言うと、契約準拠法は日本法であるが、支払いがコストリカで行われなくてはならない場合、その支払いがコストリカにおいて違法であれば、他の大部分の諸国の法と同様に日本法においても、実体法の問題として、債務者にコストリカにおいて違法な行為を行うことは期待されないであろう。これは、国際私法または抵触法の問題ではなく、実体法の問題である。これに対して、支払いが日本で行われなければならない場合、必要な資金を調達することは債務者の問題である。債務者はコストリカから送金することはできないかもしれないが、日本に資産を有するかもしれない。支払地が日本とされているのであれば、債務者が危険を負担したのであり、これもまた実体法の問題であり、国際私法の問題ではない。イングランド、フランス、ドイツ、ニューヨーク、イタリア、オーストリア、南アフリカなどの裁判所の沢山の判例で、このような場合、債務者が支払地において資金を調達することは実体法により要求されるとされている。

〔本稿は、一九八六年一月二〇日に比較法研究所において開催されたF・A・マン博士による講演を翻訳したものである。〕

F・A・マン (Frederick Alexander Mann) 博士は、一九

為替管理の国際的諸問題

〇七年八月一日にドイツのフランクフルトで生まれになり、ジュネーブ、ミュンヘン、ベルリン、ロンドンの各大学で法学教育を受けられ、ベルリン大学から一九三〇年に、そしてロンドン大学から一九三八年に、それぞれ法学博士の学位を取得された。

一九三〇年から一九三三年までベルリン大学法学部助手、一九三三年からイングランドにおいて弁護士、一九四六年からはさらに加えて *Solicitor of the Supreme Court* をなされ、現在、Herbert Smith & Co. 法律事務所の顧問をなされている。一方、ボン大学の名誉教授として現在にいたるまで講義をなさっていることは、今回の講演の冒頭に述べられたとおりである。

なお、一九七八年にキール大学から、一九八三年にチューリッヒ大学から、それぞれ名誉法学博士の称号が送られている。次にマン博士の著書を掲げる。この他に、最新の “*The Doctrine of International Jurisdiction Revised After Twenty Years*,” *Recueil des cours*, vol. 186, pp. 9-115 (1985) を始めとし、英文七十一篇、独文五十一篇の著作論文が存在する。

Foreign Affairs in English Court (forthcoming).
The Legal Aspect of Money, 4th ed. (1982).

Beiträge zum Internationalen Privatrecht (1976).

Studies in International Law (1973).

Die Deutsche Justizreform im Licht englischer Erfahrung (1964).

Zum Privatrecht der Deutschen Reparationsleistung (1962).

Betrachtung über ein Völkerhandelsrecht (1962).

Das Recht des Geldes (1959).

Die Sachgündung im Aktienrecht (1932).]